

○ デジタル庁
総務省 告示第四十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第五十九条の四の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和五年十一月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 鈴木 淳司

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

| 事務 | 情報 |
|---|--|
| <p>一 令和五年度出産・子育て応援給付金（令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第四十二号）第一条第三項に規定する令和五年度予算に係る出産・子育て応援給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項をいう。以下同じ。）を含む。）の管理に関する事務</p> | <p>令和五年度出産・子育て応援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p> |

二 令和五年度北海道遠別町福祉灯油等購入助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度遠別町一般会計補正予算における、北海道遠別町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。以下同じ。））、障害者関係情報（身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）による精神障害者

令和五年度北海道遠別町福祉灯油等購入助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

保健福祉手帳及び知的障害者福祉法による更生援護に関する情報をいう。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援助給付金（令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援助給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和四年法律第七十九号）第一条に規定する令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援助給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

三 令和五年度長野県長野市市民税非課税世帯等冬季光

令和五年度長野県長野市市民税

| | |
|--|---|
| <p>熱費助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度長野市一般会計補正予算における、長野県長野市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務</p> | <p>非課税世帯等冬季光熱費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p> |
| <p>四 別表上欄に掲げる給付（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、同表中欄に掲げる予算における、同表下欄に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下「別表給付」という。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び電</p> | <p>別表給付の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p> |

力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務

附 則

この告示は、公布の日から適用する。

別表

| 給付 | 予算 | 市町村 |
|---|----------------------|---------|
| 一 令和五年度岩手県野田村電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金 | 令和五年度野田村 一般会計補正予算 | 岩手県野田村 |
| 二 令和五年度鹿児島県三島村電力・ガス・食料品 等価格高騰重点支援給付金 | 令和五年度三島村 一般会計補正予算 | 鹿児島県三島村 |